

災害時における「金融上の措置」をご存知ですか？

◆ 財務局・財務事務所と日本銀行各支店では、地震や台風などの災害で大きな被害が発生した際、災害救済法適用地域等の被災者に対し、以下のような「金融上の措置」を講じるよう金融機関等に要請しています。

◎ 銀行・信用金庫・信用組合等への要請

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
2. 届出の印鑑のない場合には、**拇印**にて応ずること。
3. 今回の災害のため支払いができない**手形・小切手**について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する**配慮**を行うこと。
4. **損傷した紙幣や貨幣の引換え**に応ずること。
5. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して**融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等**、災害の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
6. **休日営業または平常時間外の営業**について適宜配慮し、**窓口における営業ができない場合**であっても機械で現金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。 等

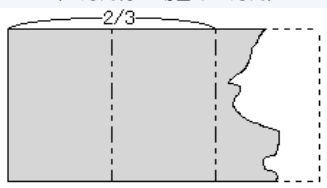
◎ 生命保険会社・損害保険会社等への要請

1. 保険証券、届出印鑑等を紛失した**保険契約者等**については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
2. 生命（損害）保険金の支払いについては、**できる限り迅速**に行うよう配慮すること。
3. **保険料の払込**については、契約者の被災の状況に応じて**猶予期間の延長**を行う等適宜の措置を講ずること。 等

◆ 「破れてしまった」あるいは「燃えてしまった」など損傷した銀行券については、法令の定める基準（下表参照）に基づいて新しい銀行券への引換を行いますので、最寄りの金融機関にお申し出ください。

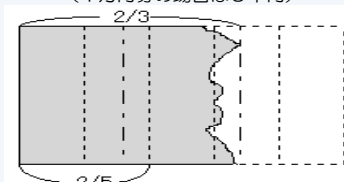
全額

面積が3分の2以上の場合
(1万円券の場合は1万円)



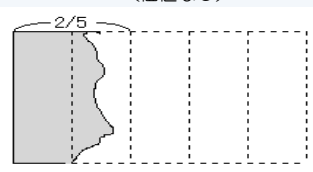
半額

面積が5分の2以上、3分の2未満の場合
(1万円券の場合は5千円)



失効

面積が5分の2未満の場合
(価値なし)



※銀行券については、表裏両面があることを条件に面積基準で引換を行っています。

▽金融上の措置に関するお問い合わせ先

	財務省 近畿財務局	日本銀行
大阪府	06-6949-6521 理財部 金融調整官	06-6206-7723 大阪支店 営業課
京都府	075-752-1419 京都財務事務所 理財課	075-212-5158 京都支店 営業課
兵庫県	078-391-6943 神戸財務事務所 理財課	078-334-1133 神戸支店 営業課
奈良県	0742-27-3163 奈良財務事務所 理財課	06-6206-7723 大阪支店 営業課
和歌山県	073-422-6143 和歌山財務事務所 理財課	06-6206-7723 大阪支店 営業課
滋賀県	077-522-4362 大津財務事務所 理財課	075-212-5158 京都支店 営業課